

非飛散性アスベスト含有建材（アスベスト成形板）
解体工事等仕様書

平成 17 年 11 月制定
平成 23 年 10 月改定

川崎市まちづくり局市街地開発部住宅建替推進課

目 次

- 1 一般事項
 1. 1 適用範囲
 1. 2 用語の定義
 1. 3 基本事項
 1. 4 施工計画書
 1. 5 官公署への届出

- 2 施工・安全管理等
 2. 1 安全衛生管理
 2. 2 アスベスト成形板の撤去、清掃、片付け等
 2. 3 アスベスト成形板の集積、保管、運搬等
 2. 4 アスベスト成形板の処分等
 2. 5 工事記録の整備等
 2. 6 作業フロー

- 3 関係法令等

1 一般事項

1. 1 適用範囲

非飛散性アスベスト含有建材（以下「アスベスト成形板」という。）解体工事等仕様書（以下「本仕様書」という。）は、既存建築物に施工されているアスベスト成形板の解体工事及び改修工事（以下「解体工事等」という。）に適用する。

1. 2 用語の定義

解体工事等に関連する共通的な用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 アスベスト繊維 : 肉眼又は顕微鏡等で繊維状に観測されるアスベスト。
※ ILO（国際労働機関）の「石綿の利用における安全条約」では、直径が $3\mu\text{m}$ 未満、長さとの比が $3:1$ を超えるものを呼吸吸入されるアスベスト繊維と定義している。（測定の場合は、長さが $5\mu\text{m}$ を超える繊維のみを考慮する。）
- 2 アスベスト成形板 : セメント、ケイ酸カルシウム等の原料にアスベストを補強繊維として混合し、成形されたもののうち、アスベスト含有率が 0.1% を超えるものをいう。
※ アスベスト成形板には、繊維強化セメント板（ケイ酸カルシウム板、スレート板、パーライト板）、押出成形セメント板、住宅屋根用化粧スレート、窯業系サイディング、パルプセメント板、石綿セメント円筒等がそれに該当する。
- 3 非飛散性アスベスト廃棄物 : アスベスト成形板が解体工事等により撤去され廃棄物となったものをいう。
※ アスベスト成形板は、それ自体は非飛散性であるため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規定する特別管理産業廃棄物の廃石綿等には該当せず、解体時に発生するものは、コンクリートの破片等として、また、建築時に発生するものは、ガラスくず及び陶磁器くずとして扱われる。
- 4 処理 : 分別、保管、収集運搬、再生、処分等をいう。
- 5 マニフェスト : 産業廃棄物管理伝票をいう。
- 6 石綿則 : 労働安全衛生法及び同法施行令の規定に基づく石綿障害予防規則をいう。
- 7 石綿作業主任者 : 石綿則第19条に規定されている石綿作業主任者をいう。
- 8 健康診断 : アスベストに係る健康診断は、じん肺法で規定しているじん肺健康診断と石綿則第40条で規定している石綿健康診断をいう。
- 9 養生 : アスベスト等の粉じんを防止するため、及び処理を必要としない壁、床等の汚染を防止するため、それらの面に

- プラスチックシート等を隙間（継ぎ目は粘着テープで接合する。）なく貼り付けること。
- 10 保護具等 : 呼吸用保護具、作業衣、保護衣、靴カバー、保護手袋、保護メガネ等をいう。
- 11 呼吸用保護具 : 石綿則第44条に規定している呼吸用保護具をいい、防じんマスク（国家検定に合格したもの）、送気マスク等給気式呼吸用保護具（簡易救命器及び酸素発生式自己救命器を除く。）、及び電動ファン付防じん用呼吸用保護具（J I S T 8157に適合した面体形及びフード形のもの）をいう。
- 12 作業衣 : 通常の一般作業で使用される着衣をいう。
- 13 保護衣 : 粉じん、粉じん飛散防止剤の汚れから作業者を保護し、あわせて二次汚染を防ぐためのフード付オーバーオール状の使い捨てのものをいう。
- 14 セキュリティーゾーン: 作業衣等に付着したアスベスト繊維による二次汚染を防止するためのもので、更衣室、保護衣等着脱室、前室をいう。
- 15 H E P Aフィルター : J I S Z 4812 に規定する超高性能微粒子フィルター（High Efficiency Particulate Air Filter）の略称である。
- 16 高性能真空掃除機 : 捕集率がH E P Aフィルターと同等の性能を有する真空掃除機をいう。
- 17 負圧・除じん装置 : 解体工事等の作業場所内のアスベスト粉じん濃度の低減と作業場所外への粉じん飛散を抑制し、かつ、アスベスト繊維による大気汚染を抑制するための設備をいう。
- 18 湿潤化 : 解体工事等に伴って発生するアスベスト繊維の飛散を抑制するためアスベスト成形板を湿潤な状態にすること。
- 19 粉じん飛散抑制剤 : 主として、封じ込め解体工事等において、吹付けアスベスト層からのアスベスト繊維の飛散を防止するための薬液をいう。
- 20 施工調査 : 「川崎市建築物等の解体等作業におけるアスベストの飛散防止ガイドライン」（平成23年7月）の6. 1「石綿含有建築材料の使用状況に関する事前調査」に記載されている内容を示す。
- 21 監督員 : 契約約款第10条第1項の監督員であり、川崎市請負工事監督規程第2条第4項の総括監督員、主任監督員、一

般監督員をいう。

1. 3 基本事項

解体工事等には通常の工事と異なる側面があるため、工事の特殊性を十分認識するとともに別表-1に掲げる事項を遵守の上で、施工を行う。

1. 4 施工計画書

着手に先立ち、解体工事等に伴うアスベスト粉じんの飛散防止対策を盛り込んだ施工計画書を作成する。

1 施工計画書は「施工調査」の結果に基づき、その建築物の現状・使用状況等を十分考慮し、次の項目を記載して作成する。

(1) 工事の概要

工事名称、工事場所、工事期間、工事内容（部位別）及び作業周辺地域図（アスベスト性形板解体工事等の作業場所の位置、アスベスト廃棄物の保管場所の位置等を含む。）

(2) 工事施工管理組織図

統括責任者、現場代理人、石綿作業主任者、作業者名簿等

(3) 作業工程表

作業のフローを参考に、各工程の作業日程を含め作成

(4) 作業計画書

次の事項が示されているものとする

- ・ 作業の方法及び順序
- ・ アスベスト繊維の粉じんの発散を防止し、又は抑制する方法
- ・ 作業者へのアスベスト繊維の粉じんのばく露を防止する方法
- ・ 仮設計画図
- ・ 使用用具、機器及び機械類リスト表
- ・ 粉じん飛散抑制剤及び粉じん飛散防止処理剤を使用した場合、製造社名及び商品名
- ・ 負圧除じん装置を使用した場合、商品名及び除じん能力

(5) 確認・検査方法

(6) 産業廃棄物処理計画書

次の事項を処理前に監督員に提出し、処理後、「産業廃棄物管理表（マニフェスト）」の写し及び中間処理施設並びに最終処分場に関する現地確認写真（カラー）を提出する。

- ・ 「産業廃棄物処理業許可書」（収集・運搬業者、処分業者等）の写し

- ・ 積替・保管施設、中間処理施設、最終処分場までの運搬経路地図
- ・ 「産業廃棄物処理委託契約書」（収集・運搬業者、処分業者等）の写し

(7) その他必要書類

使用処理剤の説明書、作業員名簿及び健康診断書の写し

2 施工計画書の作成に当たっては、専門業者と作業手順、作業時間帯及び工程等について、事前に綿密な打合せを実施すること。又、施工計画書に記載されている事項について、関係作業者に周知させること。

1. 5 官公署への届出

関係法令に従い、速やかに官公署その他に対し、必要な届出を行うこと。

2 施工・安全管理等

2. 1 安全衛生管理

施工に当たっては、健康障害を防止するために適切な安全衛生管理を行うこと。

1 従事する者の要件

石綿健康診断の結果、無所見と診断された者。

なお、石綿健康診断の実施について、雇入れ時に行わなければならない。ただし、(1)に該当する場合は免除、(2)に該当する場合は一部省略することができることとする。

(1) 解体工事等作業期間において、6ヶ月以内に石綿健康診断を受診し、無所見と診断された者

(2) 解体工事等作業期間において、1年以内にじん肺健康診断を受診し、無所見と診断され、又はじん肺管理区分が管理一と決定された者

2 作業員への特別教育

解体工事等に従事する作業員に対して、雇入れ時、事前にアスベストの取り扱い等に関し、別表2に示す科目に応じ、同表に掲げる範囲について同表に掲げる時間以上特別の教育を行い、十分に理解させること。

3 保護具等

(1) 解体工事等に従事する作業員には、状況に応じて、必要な保護具等を着用させること。

(2) 解体工事等に従事する作業員には、呼吸用保護具を着用させること。

(3) 解体工事等に従事する作業員には、保護衣又は作業衣を着用させること。

(4) 解体工事等作業場には、呼吸用保護具を同時に作業をする人数と同数以上備え付けること。

(5) 保護具等が使用された場合には、他の衣服等から隔離して保管し、付着したものを除去した後でなければその保護具等を外に持ち出さないこと。

4 更衣施設等

状況に応じて、解体工事等作業場に近接して、作業着等着脱室・更衣室を区画して設けること。

5 各種表示・掲示

作業をする全てのものが見やすい作業場の箇所に、次に掲げる事項を表示した掲示を行うこと。

- (1) 「石綿作業主任者の氏名及びそのものに行わせる事項」(労働安全衛生規則)
- (2) 「事前調査を終了した年月日、事前調査の方法及び結果の概要」(石綿則第3条)
- (3) 「関係者以外の者の立入り禁止」(石綿則第15条)
- (4) 「喫煙・飲食禁止」(石綿則第33条)
- (5) 「アスベスト成形板除去中、アスベストの人体に及ぼす作用、アスベストの取扱い上の注意事項、使用すべき保護具」(石綿則第34条)
- (6) 「工事施工者の名称・代表者氏名・住所・連絡先、石綿排出等作業の実施の期間、石綿の飛散を防止するために講ずる措置の内容、現場責任者の氏名及び連絡先」(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施工規則第62条の10)

2. 2 アスベスト成形板の撤去、清掃、後片付け

- 1 アスベスト成形板の撤去は内装材及び外部建具等の撤去に先がけて行うこと。
- 2 建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で、粉じんが外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐこと。
- 3 アスベスト成形板の撤去は、可能な限り破壊又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則、手作業とし、原形のまま撤去すること。
- 4 撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行うこと。
- 5 撤去作業には、防じんマスク、防護メガネ及び作業衣等を着用させる。
- 6 撤去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、高性能真空掃除機等により、掃除及び後片付けを十分に行うこと。

2. 3 非飛散性アスベスト廃棄物の集積、保管及び運搬等

- 1 非飛散性アスベスト廃棄物の集積及び積み込みに当たっては、高所から投下しないことのほか、粉じんの飛散防止に努めること。
- 2 細かく粉碎された非飛散性アスベスト廃棄物は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋に入れるなど、飛散防止の措置を講じること。
- 3 非飛散性アスベスト廃棄物を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、他の建設廃棄物と分別して保管し、囲いを設け、シー

トで覆うなど飛散防止の措置を講じること。また、保管場所には、非飛散性アスベスト廃棄物の保管場所であることの表示を行うこと。

- 4 非飛散性アスベスト廃棄物の運搬に当たっては、運搬車輛の荷台全体をシートで覆い、飛散防止に努めること。
- 5 非飛散性アスベスト廃棄物の運搬に当たっては、積載物が非飛散性アスベスト廃棄物であることを視認できる箇所に表示すること。
- 6 マニフェストの交付については、他の廃棄物と別のマニフェストを交付し、「産業廃棄物の種類」欄の余白に「非飛散性アスベスト」と記載すること。
- 7 非飛散性アスベスト廃棄物の集積、積み込み、保管及び運搬等の処理が完了した場合は、速やかにマニフェストの写しを監督員に提出し、確実に処理されたことの確認を受けること。

2. 4 非飛散性アスベスト廃棄物の処分等

- 1 非飛散性アスベスト廃棄物は、特別管理産業廃棄物でない産業廃棄物として扱われ、安定型産業廃棄物として処分すること。なお、マニフェストの交付については、他の廃棄物と別のマニフェストを交付し、「産業廃棄物の種類」欄の余白に「非飛散性アスベスト」と記載すること。
- 2 非飛散性アスベスト廃棄物の処分が完了した場合は、速やかにマニフェストの写しを監督員に提出し、確実に処理されたことの確認を受けること。

2. 5 工事記録の整備等

次の事項を記録し、30年間保存すること。

- 1 作業者の氏名
- 2 従事した作業の概要及び当該作業に従事した期間
- 3 アスベストの粉じんにより著しく汚染される事態が生じたときは、その概要及び応急の措置の概要
- 4 作業者の健康診断記録
- 5 各種届出記録（非飛散性アスベスト廃棄物の最終処分場等）
- 6 施工記録
- 7 工事写真
- 8 その他関連資料

2. 6 作業のフロー

別表3に作業のフローを示す。

3 関係法令等

- 1 解体工事等の実施に当たっては、法令、告示及び通達等（以下「関係法令等という。」を遵守し、適切に施工を行うこと。
- 2 解体工事等によって発生したアスベストを含有する廃棄物については、関係法令等を遵守して処理すること。
- 3 関係法令等
 - (1) 法令
 - ・ 大気汚染防止法 (昭和43年 法律第97号)
 - ・ 同 施行令 (昭和43年 政令第329号)
 - ・ 同 施行規則 (昭和46年 厚生省・通商産業省令第1号)
 - ・ 建築基準法 (昭和25年 法律第201号)
 - ・ 同 施行令 (昭和25年 政令第338号)
 - ・ 同 施行規則 (昭和25年 建設省令第40号)
 - ・ 労働安全衛生法 (昭和47年 法律第57号)
 - ・ 同 施行令 (昭和47年 政令第318号)
 - ・ 労働安全衛生規則 (昭和47年 労働省令第32号)
 - ・ 作業環境測定法 (昭和50年 法律第28号)
 - ・ 石綿障害予防規則 (平成17年 厚生労働省令第21号)
 - ・ じん肺法 (昭和35年 法律第30号)
 - ・ 同 施行規則 (昭和35年 労働省令第6号)
 - ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年 法律第135号)
 - ・ 同 施行令 (昭和46年 政令第300号)
 - ・ 同 施行規則 (昭和46年 厚生省令第35号)
 - (2) 告示、通達等
 - ・ 「アスベストモニタリングマニュアル(第4.0版)」 (平成22年6月 環境省 水・大気環境局大気環境課)
 - ・ 「石綿に係る特定粉じん濃度の測定方法」 (平成元年12月27日 環境庁告示第93号)
 - ・ 「大気汚染防止法施行規則第16条の3第1号ただし書きの規定に基づく測定の回数」 (平成元年12月27日 環境庁告示第94号)
 - ・ 「建物の改修・解体に伴うアスベスト(石綿)による大気汚染防止について」 (昭和62年10月26日 環境庁大気規制課長通知)
 - ・ 「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」 (昭和62年2月1日 環境庁大気規制課長・厚生省企画課長通知)
 - ・ 「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止対策の推進について」 (昭和63年6月30日 建設省住宅局建築指導課長通知)
 - ・ 「建築物の解体又は改修工事における労働者の石綿粉じんのばく露防止等対策

の推進について」 （昭和61年9月6日 労働省安全衛生部長通知）

- ・ 「石綿含有建築材料の施工作業における石綿粉じんばく露防止対策の推進について」 （平成4年1月1日 労働省安全衛生部長通知）
- ・ 「アスベスト（石綿）廃棄物処理について」 （昭和62年10月26日 環境庁水質保全局長・厚生省生活衛生局水道環境部長通知）
- ・ 「非飛散性アスベスト含有建材の取扱いについて」 （平成12年3月31日 建設大臣官房官庁営繕部営繕計画課長発第44号）
- ・ 「非飛散性アスベスト廃棄物の取扱いに関する技術指針」 （平成17年3月30日 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室長通知）
- ・ 「石綿障害予防規則の施行について」 （平成17年3月18日 厚生労働省労働基準局長）
- ・ 石綿使用建築物等解体等業務特別教育規程 （平成17年3月31日 厚生労働省告示第132号）
- ・ 石綿ばく露防止対策等の推進について （平成20年2月12日 厚生労働省労働基準局長）
- ・ 建築物の解体等の作業におけるアスベストばく露対策の徹底について （平成18年7月25日 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長）
- ・ 建材中の石綿含有率の分析方法について（平成18年8月21日 厚生労働省労働基準局長）
- ・ 建材中の石綿含有率の分析方法に係る留意事項について（平成18年8月21日 厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課長）

(3) 川崎市・その他

- ・ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 （平成11年12月24日 条例第50号）
- ・ 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則 （平成12年12月1日 規則第128号）
- ・ 「川崎市アスベスト（石綿）対策推進方針」 （平成16年5月 川崎市アスベスト対策推進協議会）
- ・ 「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理に関する技術指針・同解説」 （平成18年9月 監修：建設省住宅局建築指導課、建設大臣官房官庁営繕部監督課）
- ・ 「建設廃棄物適正管理の手引き」 （平成21年2月 川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課）
- ・ 「建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説」 （昭和63年7月 （社）日本廃棄物対策協会編）

別表-1 基本事項

実施事項	関係法令等	処理
施工調査	石綿則第3条	○
作業計画	石綿則第4条	○
湿潤化	石綿則第13条	○
呼吸用保護具	石綿則第14条	○
作業衣等	石綿則第14条	○
関係者以外の立入禁止/表示	石綿則第15条	○
石綿作業主任者の選任/職務	石綿則第19～20条	○
特別の教育の実施	石綿則第27条	○
運搬時の包装	石綿則第32条	○
喫煙等の禁止	石綿則第33条	○
掲示	石綿則第34条	○
作業の記録	石綿則第35条	○
健康診断の実施/報告	石綿則第40～43条	○
呼吸用保護具の備付け	石綿則第44～45条	○
保護具の持ち帰り禁止	石綿則第46条	○
廃棄物の処理	廃棄物処理法	○

別表-2 特別の教育

科目	範囲	時間 (h)
アスベストの有害性	石綿の性状、石綿による疾病の病理及び症状	0.5
アスベストの使用状況	石綿を含有する製品の種類及び用途、事前調査の方法	1
アスベストの粉じんの発散を抑制するための措置	建築物又は工作物の解体等の作業方法、湿潤化の方法、作業場所の隔離の方法、その他アスベストの粉じんの発散を抑制するための措置について必要な事項	1
保護具の使用法	保護具の種類、性能、使用方法及び管理	0.5
その他アスベストのばく露の防止に関し必要な事項	労働安全衛生法、労働安全衛生法施行令、労働安全衛生規則及び石綿障害予防規則中の関係条項、アスベストによる健康障害を防止するため当該業務について必要な事項	1
その他	アスベストの取扱い方法、セキュリティーゾーン・負圧除じん装置・高性能真空掃除機の性能及び取扱い方法、作業手順に関すること	—

別表-3 作業のフロー

